



町イメージキャラクター  
「ニキポー」

果実とやすらぎの里・仁木町

**Niki**

議会だより にき

ぶち通信

9月議会号

2018.9.24

発行／仁木町議会

編集／議会広報編集特別委員会

〒048-2492

北海道余市郡仁木町西町1丁目36番地1

TEL 0135-32-3954

FAX 0135-32-3963

gikai02-niki@town.niki.hokkaido.jp



# 第3回定例会 9月26日(水)開会

第3回定例会は、9月26日から28日までの3日間の会期で開催されます。定例会には、町から報告2件、承認5件、議案6件、同意2件が上程され、議員から意見書3件を提出しています。

## 平成30年第3回定例会で審議すること

報告第1号	平成29年度決算に基づく健全化判断比率報告書
報告第2号	平成29年度決算に基づく資金不足比率報告書
承認第1号	平成30年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第2号）
承認第2号	平成30年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第3号）
承認第3号	平成30年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第4号）
承認第4号	平成30年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第5号）
承認第5号	平成30年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第6号）
議案第1号	平成29年度余市郡仁木町一般会計歳入歳出決算認定について
議案第2号	平成29年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第3号	平成29年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第4号	平成29年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
議案第5号	平成30年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第2号）
議案第6号	仁木町表彰条例の一部を改正する条例制定について
同意第3号	仁木町教育委員会教育長の任命について
同意第4号	仁木町教育委員会委員の任命について
意見案第8号	林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書
意見案第9号	児童虐待防止対策の更なる強化を求める意見書
意見案第10号	水道施設の戦略的な老朽化対策を求める意見書

↓↓ 一般質問は裏面にあります ↓↓

# 一般質問

26日午前11時ごろから

今回は私たちが  
質問をします！

## 町政のここが聞きたい！



佐藤 秀教 議員	自然災害とその対策について
内容	本町では、「地域防災計画」等を策定し、災害が発生した場合の各種対策等を規定しているが、被害を最小限に食い止めるための事前対策を講じていくことが不可欠であるとする。町長は、今後の災害対策についてどのように考えているのか。
野崎 明廣 議員	本町の廃棄物の安全管理について
内容	廃棄物を埋め立てする際には、環境に影響を与えないような処置を施す必要がある。最終処分場における有害物質や水質等の調査及びその結果は。また、私有地の埋立地から環境汚染が発生した場合の町の対策は。
住吉 英子 議員	乳幼児健診における小児がんの早期発見について
内容	我が国における、10歳から14歳までの子どもの死亡原因の第1位は、がんとなっている。その中で、網膜芽細胞腫という目のがんを早期発見するため、乳幼児健診の診察項目に初期症状である「白色瞳孔」を加える必要があると考えるが町長の見解は。
住吉 英子 議員	乳がんの早期発見の対策について
内容	乳がんは早期発見・早期治療により約90%以上の方が完治すると言われており、乳がん検診の受診率向上のため、本町においても乳がんへの意識啓発や受診促進を図っていく必要があると考えるが、現状と取組は。
上村智恵子 議員	地域包括支援のあり方について
内容	高齢者ができる限り住み慣れた地域で日常生活の営みを可能とするためには、地域包括ケアシステムを構築していくことが重要と考える。介護ボランティアや認知症サポーター養成講座の状況は。また、ふまねっと運動教室や茶話会等の参加状況は。
上村智恵子 議員	町営住宅入居者の高齢者対策について
内容	本町の町営住宅では、灯油を供給する場合、ポリタンク等で自室まで運び燃料タンクに移し替えなければならないが、2階や3階に入居している高齢者は体力的に難しく、オイルサーバー（灯油供給機器）を導入すべきと考えるが町長の見解は。
嶋田 茂 議員	農業経営の安定化対策について
内容	農業経営を安定させるためには、ハウス施設の整備が重要と考える。平成29年度から実施している「施設園芸促進ハウス新設更新事業」は今年度で終了してしまうが、来年度以降も継続していくのか。また、果樹ハウスに対する助成は実施するのか。

## ◆定例会日程

**1日目 9月26日(水) 午前9時30分～**

※2日目は進行状況により決定されますので、議会事務局までお問い合わせを！

**傍聴に来てください** 手続き簡単！氏名と住所を書くだけ

お問い合わせは 議会事務局（☎32-3954）まで